

精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客様へ

大分バスのご利用について

平素は大分バスをご利用いただき誠に有難うございます。

さて平成30年4月1日より精神障害者のお客様を対象とした運賃割引制度を導入します。
下記内容をご確認いただき、ご乗車をお願いいたします。

精神障害者運賃割引制度について

●割引率

1級・・・5割引（本人と介助人）

2級、3級・・・5割引（本人のみ）

※定期券は身体障害者割引に準じます。（通常定期券の3割引）

●割引対象路線

①一般路線バス（大分バス路線全線、臼津交通路線全線、大野竹田バス路線全線、大分きゃんばす）

②佐伯-空港線

※上記以外のバスは割引対象外です。

●割引対象者

精神障害者保健福祉手帳（写真付き）を所持した方

●利用方法

現金・回数券

乗車時に整理券を取ってください。

降車時に精神障害者保健福祉手帳を乗務員に呈示し、普通運賃の半額（端数は10円に切り上げ）を運賃箱にお支払いください。

交通系ICカード

➤ 普通ニモカ、他社ICカード

乗車時にICカード読み取り部にタッチしてください。

降車時に精神障害者保健福祉手帳を乗務員に呈示し、乗務員の指示でICカード読み取り部にタッチしてください。

➤ 障害者ニモカ

乗車時にICカード読み取り部にタッチしてください。

降車時にICカード読み取り部にタッチしてください。（自動計算で半額運賃を引き去ります）

定期券

➤ 往復定期券

障害者ニモカに搭載します。

乗車時にICカード読み取り部にタッチしてください。

降車時にICカード読み取り部にタッチしてください。(定期区間の判定を自動で行います。)

➤ 片道定期券、その他紙定期券

乗車時に整理券を取ってください。

降車時に定期券と整理券を乗務員に呈示してください。

● 定期券の発行・更新について

発行に必要なもの 有効期限内の精神障害者保健福祉手帳をご持参ください。

代理人による発行 購入申込者の精神障害者保健福祉手帳および代理人の方の公的証明書(運転免許証など)と、委任状または続柄がわかる公的証明書をご持参ください。

更新について 上記のほか発行済みのニモカカードをご持参ください。

種別変更について 通常定期券から障害者用定期券に変更する場合は手数料が別途必要です。

【お願い・注意点】

1. 精神障害者保健福祉手帳の呈示をわかりやすくお願いします。

降車時に、乗務員へ手帳の①写真部分 ②有効期限 ③等級をはっきりとお見せください。乗務員が確認し、割引運賃を適用します。(本人と確認できない場合、割引を適用できない場合があります)

2. 障害者ニモカの所持をおすすめします。

障害者ニモカはニモカ利用エリアであれば自動的に割引運賃で精算します。

手帳の呈示が必要なくなり、スムーズに降車できます。

(場合によっては手帳の確認をすることがありますので、手帳の所持をお願いします。)

3. 手帳の有効期限にご注意ください。

精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。乗務員が確認し期限が切れていた場合は割引適応いたしません。

また障害者用定期券は手帳の有効期限を超えた期間まで発行できますが、手帳の有効期限が切れた場合、有効期限以降は定期券を使えません。その場合は払戻しを行ってください。(使用した場合、不正利用となりますのでご注意ください)

4. 障害者ニモカの有効期限にご注意ください。

障害者ニモカには有効期限があります。初回購入時は、次々回の誕生日まで、以降は毎年誕生日までに更新が必要です。